

報告第2号

処分報告（令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第10号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものであるので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月21日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和6年度貝塚市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,096,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年1月9日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		8,492,707	406,609	8,899,316
	2. 国庫補助金	1,947,126	406,609	2,353,735
歳入合計		38,689,568	406,609	39,096,177

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		19,033,813	406,609	19,440,422
	1. 社会福祉費	7,948,874	406,609	8,355,483
歳 出	合 計	38,689,568	406,609	39,096,177

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策給付金事業	406,609